

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
 (特定小売供給約款)

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第7項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（令和元年10月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）、附則10（消費税法の改正にともなう経過措置）(1)および(2)に定める料金率、63（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額、附則5（ちゅうらック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置）に定める割引上限額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則10（消費税法の改正にともなう経過措置）(3)および別表2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯 需要家料金 1契約につき	66.00	6.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	102.86	9.35
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	158.41	14.40
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	269.52	24.50
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	404.28	36.75
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	673.81	61.26
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	673.81	61.26
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	260.89	23.72
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	454.74	41.34
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	454.74	41.34

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	402.40	36.58
電力量料金 10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	22.95	2.09
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	28.49	2.59
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30.47	2.77
臨時電灯A 1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	9.11	0.83
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	18.23	1.66
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	18.23	1.66
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	181.78	16.53
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	181.78	16.53
臨時電灯B 最低料金 1契約につき最初の10キロワット時まで	524.04	47.64
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	33.36	3.03

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯A 需要家料金 1契約につき	55.00	5.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	91.43	8.31
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	140.82	12.80
40ワットまでの1灯につき	239.60	21.78
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	359.40	32.67
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	599.01	54.46
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで	599.01	54.46
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	224.48	20.41
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	394.79	35.89
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	394.79	35.89
公衆街路灯B 最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	402.40	36.58
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	22.95	2.09
業務用電力 基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,743.50	158.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	17.15	1.56
その他季料金	15.66	1.42
低圧電力 基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,331.00	121.00
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	16.01	1.46
その他季料金	14.62	1.33

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
高圧電力A 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,617.00	147.00
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	15.22	1.38
その他季料金	13.90	1.26
高圧電力B 基本料金 契約電力1キロワットにつき	2,018.50	183.50
電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金	14.23	1.29
その他季料金	13.00	1.18
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	199.39	18.13
従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき 23（臨時電力）（1）イに該当する 場合		
低圧で電気の供給を受ける場合 夏季料金	18.80	1.71
その他季料金	17.29	1.57
高圧で電気の供給を受ける場合 契約電力が500キロワット未満 の場合 夏季料金	17.86	1.62
その他季料金	16.42	1.49
契約電力が500キロワット以上 の場合 夏季料金	16.70	1.52
その他季料金	15.36	1.40
23（臨時電力）（1）ロに該当する 場合		
夏季料金	20.17	1.83
その他季料金	18.54	1.69

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	891.00	81.00
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,061.50	96.50
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	12.80	1.16
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	12.67	1.15
自家発補給電力A		
電力量料金		
1キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
夏季料金	18.66	1.70
その他季料金	17.15	1.56
b a以外の場合		
夏季料金	22.83	2.08
その他季料金	20.94	1.90
自家発補給電力B		
電力量料金		
1キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	16.54	1.50
その他季料金	15.22	1.38
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	15.48	1.41
その他季料金	14.25	1.30
b a以外の場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	20.17	1.83
その他季料金	18.54	1.69
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	18.83	1.71
その他季料金	17.31	1.57

(2) 6 3 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,410.00	310.00
地中配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	27,170.00	2,470.00

(3) 附則 5 (ちゅらクック割引 (電化厨房住宅契約) についての特別措置) に定める割引上限額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
割引上限額 1 契約につき	550.00	50.00

(4) 附則 10 (消費税法の改正にともなう経過措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯 需要家料金 1 契約につき	64.80	4.80
電灯料金 10ワットまでの 1 灯につき	100.99	7.48
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	155.53	11.52
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	264.62	19.60
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	396.93	29.40
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	661.55	49.00
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	661.55	49.00
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	256.15	18.98
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	446.47	33.07
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	446.47	33.07

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 最低料金 1 契約につき最初の10キロワット時まで	395.08	29.26
電力量料金 10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	22.53	1.67
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27.97	2.07
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29.91	2.21
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8.94	0.66
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17.89	1.32
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17.89	1.32
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	178.47	13.22
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	178.47	13.22
臨時電灯 B 最低料金 1 契約につき最初の10キロワット時まで	514.51	38.11
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	32.75	2.42

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯 A 需要家料金 1 契約につき	54.00	4.00
電灯料金 10ワットまでの 1 灯につき	89.77	6.65
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	138.26	10.24
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	235.25	17.43
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	352.86	26.13
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	588.11	43.56
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	588.11	43.56
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	220.40	16.33
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	387.61	28.71
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	387.61	28.71
公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の10キロワット時まで	395.08	29.26
電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき	22.53	1.67

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
業務用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,711.80	126.80
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	16.83	1.24
その他季料金	15.38	1.14
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,306.80	96.80
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	15.71	1.16
その他季料金	14.35	1.06
高圧電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,587.60	117.60
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	14.94	1.10
その他季料金	13.65	1.01
高圧電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,981.80	146.80
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	13.97	1.03
その他季料金	12.76	0.94

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電力	円	円
定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	195.76	14.50
従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき		
22（臨時電力）（1）イに該当する場 合		
低圧で電気の供給を受ける場合		
夏季料金	18.45	1.36
その他季料金	16.97	1.25
高圧で電気の供給を受ける場合		
契約電力が500キロワット未満 の場合		
夏季料金	17.54	1.30
その他季料金	16.12	1.19
契約電力が500キロワット以上 の場合		
夏季料金	16.39	1.21
その他季料金	15.07	1.11
22（臨時電力）（1）ロに該当する場 合		
夏季料金	19.80	1.46
その他季料金	18.19	1.34
農事用電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルト で供給を受ける場合	874.80	64.80
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	1,042.20	77.20
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧100ボルトまたは200ボルト で供給を受ける場合	12.57	0.93
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	12.44	0.92

区分および単位	料金率	消費税等相当額
自家発補給電力A 電力量料金	円	円
1 キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
夏季料金	18.31	1.35
その他季料金	16.83	1.24
b a以外の場合		
夏季料金	22.41	1.66
その他季料金	20.56	1.52
自家発補給電力B 電力量料金		
1 キロワット時につき		
a 定期検査または定期補修による場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	16.24	1.20
その他季料金	14.94	1.10
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	15.19	1.12
その他季料金	13.98	1.03
b a以外の場合		
契約電力が500キロワット未満の場合		
夏季料金	19.80	1.46
その他季料金	18.19	1.34
契約電力が500キロワット以上の場合		
夏季料金	18.49	1.37
その他季料金	17.00	1.26
ちゅらクック割引 割引上限額	540.00	40.00

(5) 附則 10 (消費税法の改正にともなう経過措置) (3)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.204	0.089
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.407	0.178
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.816	0.357
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	7.223	0.535
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	12.039	0.892
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	12.039	0.892
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.595	0.266
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	7.192	0.533
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	7.192	0.533
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.097	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.194	0.014
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.194	0.014
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.941	0.144
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.941	0.144
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	2.039	0.151

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1 契約につき最初の10キロワット時 まで	3.100	0.230
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.310	0.023
(ロ) (イ)以外の場合		
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.310	0.023
高圧で供給を受ける場合	0.299	0.022

(6) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.227	0.112
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.452	0.223
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.905	0.446
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	7.357	0.669
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	12.262	1.115
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	12.262	1.115
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.662	0.333
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	7.325	0.666
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	7.325	0.666
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.099	0.009
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	0.198	0.018
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.198	0.018
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	1.977	0.180
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	1.977	0.180
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	2.077	0.189

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	3.157	0.287
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.316	0.029
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.316	0.029
高圧で供給を受ける場合	0.305	0.028

以上